

ZEUS WiMAX 通信サービス契約約款

株式会社 HUMAN LIFE

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社 HUMAN LIFE（以下「当社」といいます。）は、ZEUS WiMAX 通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）に基づき、ZEUS WiMAX 通信サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、お客様の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲でこの約款その他この約款に付随して当社が別に定める事項（以下「この約款等」といいます。）を変更することがあります。なお、この約款等が変更された場合には、以後、変更後のこの約款等を適用するものとします。
2. 当社は、この約款等を変更する場合は、変更後の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後のこの約款等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
3. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

第3条（約款の掲示）

当社は、この約款等（変更があった場合は変更後の約款等）を当社の指定するホームページに掲示します。

第4条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属

	設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、ZEUS WiMAX 通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの (1) 無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備（提携事業者が設置するものに限ります。以下「WiMAX2+ 基地局設備」といいます。） (2) 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）に定める第五世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。） (3) 無線設備規則第 49 条の 29 の 2 に定める条件に適合する無線基地局設備（当社が設置するものに限ります。以下前号とあわせて「5G 基地局設備」といいます。） (4) 電波法施行規則第 3 条第 1 項第 8 号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則に定める三・九－四世代移動通信システムによるもの（提携事業者が設置するものに限ります。以下「LTE 基地局設備」といいます。）
9 Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則第 49 条の 20 に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX 機器	WiMAX 基地局設備と通信する機能を有する無線機器（CDMA 基地局設備又は WiMAX2+ 基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）
11 WiMAX2+ 機器	WiMAX2+ 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
12 Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
13 ZEUS WiMAX 通信	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインタ

網	ーネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
1 4 ZEUS WiMAX 通信サービス	ZEUS WiMAX 通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と ZEUS WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
1 5 契約者回線	無線基地局設備と ZEUS WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
1 6 Wi-Fi 回線	Wi-Fi 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
1 7 サービス取扱所	(1) ZEUS WiMAX 通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により ZEUS WiMAX 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
1 8 会員契約	この約款に基づき当社から ZEUS WiMAX 通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
1 9 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
2 0 ZEUS WiMAX 契約者	当社と会員契約を締結している者
2 1 MAC アドレス	WiMAX 機器又はハイブリッド機器ごとに定められている固有の番号
2 2 認証情報	ZEUS WiMAX 通信サービスの提供に際して ZEUS WiMAX 契約者を識別するための情報であって、WiMAX 機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
2 3 UIM カード	電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、ZEUS WiMAX 通信サービスの提供のために当社が ZEUS WiMAX 契約者に貸与するもの
2 4 提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (ZEUS WiMAX 通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は ZEUS WiMAX 契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに 提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。)

25	料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
26	WiMAX サービス	当社のWiMAX 基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
27	提携事業者	KDDI 株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
28	セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るIP アドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
29	グローバルIP アドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IP アドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIP アドレス
30	プライベートIP アドレス	グローバルIP アドレス以外のIP アドレス
31	WiMAX 通信	WiMAX 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
32	WiMAX2+ 通信	WiMAX2+ 基地局設備と無線機器との間に設定される 契約者回線により行われる通信
33	5G 通信	5G 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
34	LTE 通信	LTE 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線により行われる通信
35	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
36	ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
37	電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第2章 ZEUS WiMAX 通信サービスの種類

第4条の2 (ZEUS WiMAX 通信サービスの種類)

1. ZEUS WiMAX 通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
WiMAX+5G サービス	当社が無線基地局設備と ZEUS WiMAX 契約者が指定する無線機器 (5G 通信を行うことができるものに限り、)との間に電気通信回線を設定して提供する ZEUS WiMAX 通信サービス

2. WiMAX+5G サービスには次の種類があります。

種類	内容
第1種 WiMAX+5G サービス	第2種 WiMAX+5G サービス以外のもの
第2種 WiMAX+5G サービス	別紙2第2 (オプション機能) に定める 5G SA オプションを利用可能な UIM カードを挿入している端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するもの

3. ZEUS WiMAX 契約者は、ZEUS WiMAX 通信サービス及び WiMAX+5G サービスの種類の変更を請求することはできません。

第4条の3 (ZEUS WiMAX 通信サービスの通信モード)

ZEUS WiMAX 契約者は、ZEUS WiMAX 通信サービスの種類に応じて、次表に定める通信モード (それぞれ同表の右欄に定める通信を利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したものをいいます。以下同じとします。)を選択することができます。

ZEUS WiMAX 通信サービスの種類	通信モード	利用可能な通信
WiMAX+5G サービス	スタンダードモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているスタンダードモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信
	プラスエリアモード	当社所定の WEB サイトに掲載しているプラスエリアモードに係る区域における WiMAX2+通信、5G 通信及び LTE 通信

備考 スタンダードモード又はプラスエリアモードに係る区域を定めた UQ 公式の WEB サイトは次のとおりです。

<https://www.uqwimax.jp/wimax/area/>

第3章 会員契約

第5条（会員契約の単位）

当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、ZEUS WiMAX 契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

第6条（会員契約申込みの方法）

1. 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのZEUS WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。ただし、オンラインサインアップ（ZEUS WiMAX 通信網等を経由して、当社が定める契約事項をそのZEUS WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
2. 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

第7条（会員契約申込みの承諾）

1. 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 会員契約の申込みをした者がZEUS WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。
 - (3) 会員契約の申込みをした者が未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みの手續が成年被後見人によって行われておらず、又は申込みの際に法定代理人、保佐人若しくは補助人の同意を得ていなかったとき。
 - (4) 会員契約の申込みをした者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、ZEUS WiMAX 通信サービスの利用を停止されたことがある又はZEUS WiMAX 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第57条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 第58条（利用に係るZEUS WiMAX 契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第8条（契約者回線の追加）

ZEUS WiMAX 契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi 回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

第9条（当社から行う通知等の方法及び ZEUS WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）

1. 当社は、この約款に基づき、ZEUS WiMAX 契約者に通知その他の連絡（以下、この条において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、ZEUS WiMAX 契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに ZEUS WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。
3. 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
4. ZEUS WiMAX 契約者は、第2項の届出を怠ったことにより、当社又は料金回収会社はその ZEUS WiMAX 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその ZEUS WiMAX 契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
5. ZEUS WiMAX 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社又は料金回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。
6. 前2項の場合において、当社又は料金回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
7. 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により ZEUS WiMAX 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第10条（会員契約に基づく権利の譲渡の禁止）

ZEUS WiMAX 契約者が会員契約に基づいて ZEUS WiMAX 通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第11条（ZEUS WiMAX 契約者の地位の承継）

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により ZEUS WiMAX 契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は

分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その ZEUS WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. ZEUS WiMAX 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条（当社から行う通知等の方法及び ZEUS WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第12条（ZEUS WiMAX 契約者が行う会員契約の解除）

ZEUS WiMAX 契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその ZEUS WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第13条（当社が行う会員契約の解除）

1. 当社は、第28条（利用停止）の規定により ZEUS WiMAX 通信サービスの利用を停止された ZEUS WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、ZEUS WiMAX 契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、ZEUS WiMAX 通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、ZEUS WiMAX 契約者について、破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
4. 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ ZEUS WiMAX 契約者にそのことを通知します。

第14条（会員契約の終了）

会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第4章 料金契約

第15条（料金契約の単位）

当社は、1の申込みごとに1の料金契約を締結します。

第16条（料金契約申込みの方法）

1. 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのZEUS WiMAX通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
2. 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、所属会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に所属会員契約の申込みを行っていただきます。

第17条（料金契約申込みの承諾）

当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第18条（ZEUS WiMAX 通信サービスの利用の一時中断）

当社は、ZEUS WiMAX 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るZEUS WiMAX 通信サービスの利用の一時中断（その請求のあったZEUS WiMAX 通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第19条（料金契約に基づく権利の譲渡の禁止）

ZEUS WiMAX 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第20条（ZEUS WiMAX 契約者が行う料金契約の解除）

ZEUS WiMAX 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのZEUS WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第21条（当社が行う料金契約の解除）

1. 当社は、第28条（利用停止）の規定により ZEUS WiMAX 通信サービスの利用を停止された ZEUS WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、ZEUS WiMAX 契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、ZEUS WiMAX 通信サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、ZEUS WiMAX 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。
4. 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ ZEUS WiMAX 契約者にそのことを通知します。

第21条の2（料金契約の終了）

料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

第22条（初期契約解除の取扱い）

1. ZEUS WiMAX 契約者（本条においては個人名義での ZEUS WiMAX 契約者）は、契約書面受領日又は利用開始日から起算して8日を経過するまでの間、当社が定める手続き（「別紙3」参照）に従い、ZEUS WiMAX サービス契約の解除をマイページ内の「初期契約解除申請フォーム」で申出することができるものとします。ただし、別紙2に掲げる「契約期間なし」プランの場合には、これを適用しないものとします。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、前項の申出後、ZEUS WiMAX 端末一式（「別紙3」参照）を、初期契約解除申出日から起算して8日以内に当社指定住所へ到着するよう発送するものとします。なお、ZEUS WiMAX 端末一式の発送等にかかる費用は ZEUS WiMAX 契約者に負担していただきます。
3. 前二項にかかわらず、当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより ZEUS WiMAX 契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに ZEUS WiMAX サービス契約を解除しなかった場合は、改めて ZEUS WiMAX サービス契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、本条の手続きにより ZEUS WiMAX サービス契約を解除することができます。
4. ZEUS WiMAX 契約者は、初期契約解除を行ったときは、契約事務手数料以外の料金等の支払いを要しません。ただし、初期契約解除により、返還を受けた ZEUS WiMAX 端

末一式に欠品、毀損、故障があった場合や、ZEUS WiMAX 端末の不返還があった場合はこの限りではありません。（「別紙3参照」）

5. ZEUS WiMAX 契約者は、第4項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、第48条（遅延利息）の規定にかかわらず、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.6%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。
6. 初期契約解除に関するその他の取扱いは、事業法第26条の3、事業法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

第5章 オプション機能

第22条の2（オプション機能の提供）

当社は、ZEUS WiMAX 契約者から請求があったときは、別紙2に規定するオプション機能を提供します。この場合において、ZEUS WiMAX 契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

第22条の3（ZEUS WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

当社は、ZEUS WiMAX 通信サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第6章 無線機器の利用

第1節 UIMカードの貸与等

第22条の4（UIMカードの貸与）

1. 当社は、ZEUS WiMAX 契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。
2. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをZEUS WiMAX 契約者に通知します。

第22条の5（電話番号その他の情報の登録等）

当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

第22条の6 (UIMカードの情報消去及び破棄)

1. 当社は、次の場合には、当社の貸与する UIM カードに登録された電話番号その他の情報を消去することがあります。当社は、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。ただし、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。
 - (1) その UIM カードの貸与に係る会員契約の解除があったとき。
 - (2) UIM カード変更その他の事由により UIM カードを利用しなくなったとき。
2. 当社から UIM カードの貸与を受けている ZEUS WiMAX 契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってその UIM カードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

第22条の7 (UIMカードの管理責任)

1. ZEUS WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けている UIM カードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3. 当社は、ZEUS WiMAX 契約者以外の者が UIM カードを利用した場合であっても、その UIM カードの貸与を受けている ZEUS WiMAX 契約者が利用したものと同様に取り扱います。
4. 当社は、UIM カードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第22条の8 (UIMカード暗証番号)

1. ZEUS WiMAX 契約者は、当社が別に定める方法により、UIM カードに UIM カード暗証番号（その UIM カードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）に登録することができます。この場合において、当社からその UIM カードの貸与を受けている ZEUS WiMAX 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その ZEUS WiMAX 契約者が登録を行ったものとみなします。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、UIM カード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第2節 無線機器の接続等

第23条 (無線機器の接続)

1. ZEUS WiMAX 契約者は、その契約者回線に又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、無線機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの及び ZEUS WiMAX 通信サービスの契約者回線に接続することができるものであって、第1号及び第2号の表示（以下「技適マーク」といい

ます。)等により当社等が無線設備規則及び技術基準等(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。)に適合していることが確認できるものに限り、以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)様式第7号又は第14号の表示
- (2) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)様式第7号又は第14号の表示

2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その接続に用いる無線機器が、無線設備規則に適合していないとき。
- (2) その接続が技術基準等に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる無線機器が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5. ZEUS WiMAX 契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6. ZEUS WiMAX 契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第3節 無線機器の検査等

第24条(無線機器に異常がある場合等の検査)

1. 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ZEUS WiMAX 契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ZEUS WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3. ZEUS WiMAX 契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第25条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、ZEUS WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. ZEUS WiMAX 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第26条（無線機器の電波法に基づく検査）

前条第2項に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止及び利用停止

第27条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、ZEUS WiMAX 通信サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第31条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により ZEUS WiMAX 通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその ZEUS WiMAX 契約者にお知らせします。（個別の通知又は当社所定の WEB サイトに掲示する等の方法により行います。）ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第28条（利用停止）

1. 当社は、ZEUS WiMAX 契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（ZEUS WiMAX 通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が ZEUS WiMAX 契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その ZEUS WiMAX 通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
 - (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
 - (3) ZEUS WiMAX 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (4) 第9条（当社から行う通知等の方法及び ZEUS WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (5) ZEUS WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の ZEUS WiMAX 通信サービスに係る料金その他の債務又は ZEUS WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (6) ZEUS WiMAX 契約者がその ZEUS WiMAX 通信サービス又は当社と契約を締結している他の ZEUS WiMAX 通信サービスの利用において第58条（利用に係る ZEUS WiMAX 契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (7) 第24条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない無線機器の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (8) 第25条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第26条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (9) 第45条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (10) 第57条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により ZEUS WiMAX 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその ZEUS WiMAX 契約者に通知します。ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第8章 通信

第29条（インターネット接続サービスの利用）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、インターネット接続サービス（ZEUS WiMAX 通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第30条（通信の条件）

1. 当社は、ZEUS WiMAX 通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。なお、ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
2. 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. ZEUS WiMAX 通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
4. ZEUS WiMAX 通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. ZEUS WiMAX 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
6. ZEUS WiMAX 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi 機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
7. 電波状況等により、ZEUS WiMAX 通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
8. 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。ただし、無線機器の設定により特定APN（無線機器に対して専らグローバルIPアドレスを割り当てるために当社が設置した接続先をいいます。以下同じとします。）を介して通信が行われる場合は、グローバルIPアドレスを割り当てます。

第31条（通信利用の制限）

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内

容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第 1 号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

第 31 条の 2

1. 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線に係る通信の利用を制限すること。
 - (2) 当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (3) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又は提供事業者の電気通信設備を占有する等、その通信が ZEUS WiMAX 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

(4) 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、ZEUS WiMAX 通信サービスの円滑な提供のために、ZEUS WiMAX 通信サービスの契約者回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。

2. 当社は、その契約者回線ごとに、プラスエリアモードによる通信が行われた1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含みます。以下「累計課金対象データ量」といいます。）が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線に係る通信の伝送速度を最高 128kbit/s に制限する取扱い（以下「総量速度規制」といいます。）を行います。

ZEUS WiMAX 通信サービスの種類	総量速度規制データ量
第1種 WiMAX+5G サービス	16,106,127,360 バイト（15 ギガバイト）
第2種 WiMAX+5G サービス	32,212,254,720 バイト（30 ギガバイト）

第31条の3

当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第31条の4

当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金

第32条（料金）

ZEUS WiMAX 通信サービスの料金は、別紙2に規定する月額基本料等とします。

第2節 料金等の支払義務

第33条（月額基本料の支払義務）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了

日が同一の日である場合は、その日) について、別紙2に規定する月額基本料の支払いを要します。ただし、この約款又は別紙2に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等により ZEUS WiMAX 通信サービスを利用することができない状態が生じたときの月額基本料の支払いは、次によります。
 - (1) ZEUS WiMAX 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の月額基本料の支払いを要します。
 - (2) ZEUS WiMAX 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の月額基本料の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、ZEUS WiMAX 契約者は、次の場合を除き、ZEUS WiMAX 通信サービスを利用できなかった期間中の月額基本料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
ZEUS WiMAX 契約者の責によらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額基本料

3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第34条（月額基本料の日割り）

1. 当社は、次の場合が生じたときは、月額基本料をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) その提供開始日が料金月の起算日以外の日であったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日に月額基本料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額基本料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (3) 第33条（月額基本料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (4) 第38条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。
2. 前項第1号から第4号までの規定による月額基本料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第33条（月額基本料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。
3. 第1項第4号の規定による月額基本料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

第34条の2（解約事務手数料の支払義務）

ZEUS WiMAX 契約者は、ZEUS WiMAX 通信サービスにおいて、最低利用期間中に料金契約の解除があったときは、別紙2に規定する解約事務手数料の支払いを要します。

第34条の3（プラスエリアモードオプション料等の支払義務）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、プラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、別紙2に規定するプラスエリアモードオプション料の支払いを要します。
2. プラスエリアモードオプション料については、日割りは行いません。

第34条の4（ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、料金月の末日が経過した時点で WiMAX+5G サービスの提供を受けていたときは、別紙2に規定するユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを要します。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、ユニバーサルサービス制度及び電話リレーサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社が料金額を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

第35条（手続きに関する料金の支払義務）

ZEUS WiMAX 契約者は、ZEUS WiMAX 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙2に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第36条（グローバル IP アドレスオプション利用料の支払義務）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、別紙2に定めるグローバル IP アドレスオプションが適用された料金月（当社が定める特定 APN を介して通信を行った料金月とします。）について、別紙2に規定するグローバル IP アドレスオプション利用料の支払いを要します。ただし、契約者の責によらない理由により1料金月の全ての日にわたってその料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態（その料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。
2. グローバル IP アドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

第37条（督促手数料の支払義務）

ZEUS WiMAX 契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、別紙2に規定する督促手数料の支払いを要します。

第3節 料金等の計算及び支払い

第38条（料金の計算方法等）

1. 当社は、ZEUS WiMAX 契約者が ZEUS WiMAX 通信サービス契約に基づき支払う料金のうち、月額基本料は、ZEUS WiMAX 端末一式の発送日を起算日とし、2 歴日後から計算するものとします。ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
3. 料金の計算は、別紙2に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。料金を日割りする場合には、税抜額を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

第39条（債権の譲渡）

1. ZEUS WiMAX 契約者（料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定している者を除きます。）は、その料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。
2. 前項の譲渡に関して、ZEUS WiMAX 契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
 - (1) ZEUS WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。
 - (2) 料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。
3. 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、ZEUS WiMAX 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第40条（債権の買い戻し）

1. 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2. 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、ZEUS WiMAX 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第40条の2（料金等の請求）

当社及び料金回収会社は、第56条（請求書の発行）に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第41条（料金等の支払い）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別紙1に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
3. 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
4. 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、請求書を発行します。この場合において、ZEUS WiMAX 契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その請求書を使用して料金等を支払っていただきます。なお、請求書の発行には請求書発行手数料が発生します。
 - (1) クレジットカードによる決済が完了しなかったとき。
 - (2) クレジットカードが使用不能であることを当社が知ったとき。
5. 前項の場合において、当社は、同項第1号又は第2号のいずれかに該当したときは、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も請求書の発行を継続するものとし、ZEUS WiMAX 契約者は、その請求書を使用して料金等を支払っていただきます。ただし、同項第2号に該当した場合であって、その請求書により支払いが行われたときは、この限りではありません。
6. ZEUS WiMAX 契約者は、第39条（債権の譲渡）の規定により譲渡した債権について、料金回収会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第42条（料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、ZEUS WiMAX 契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第43条（料金等の臨時減免）

1. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。
2. 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第44条（期限の利益喪失）

1. 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、ZEUS WiMAX 契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) ZEUS WiMAX 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) ZEUS WiMAX 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) ZEUS WiMAX 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) ZEUS WiMAX 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) ZEUS WiMAX 契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) ZEUS WiMAX 契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他 ZEUS WiMAX 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに ZEUS WiMAX 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 預託金

第45条（預託金）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、次の場合には、ZEUS WiMAX 通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。
 - (1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (3) 第28条（利用停止）第1項第1号、第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
2. 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。
3. 預託金については、無利息とします。
4. 当社は、その会員契約又は料金契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
5. 当社は、預託金を返還する場合に、ZEUS WiMAX 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。
6. 当社は、料金契約の解除が契約移行に係るものである場合、その料金契約に係る預託金について、前2項の規定に基づく返還に代え、新たに締結した料金契約に係る預託

金として預け入れていただいたものとして取り扱います。

第46条（買い戻しによる預託金の充当）

当社は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、ZEUS WiMAX 契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その ZEUS WiMAX 契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権（その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。）を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

第47条（割増金）

ZEUS WiMAX 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第48条（遅延利息）

ZEUS WiMAX 契約者は、料金その他の債務（遅延利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.6%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 端数処理

第49条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第10章 保守

第50条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

第51条（ZEUS WiMAX 契約者の維持責任）

1. ZEUS WiMAX 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2. 前項の規定のほか、ZEUS WiMAX 契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第52条（ZEUS WiMAX 契約者の切分責任）

ZEUS WiMAX 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第53条（修理又は復旧）

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第11章 損害賠償

第54条（責任の制限）

1. 当社は、料金契約に基づき ZEUS WiMAX 通信サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（料金契約に係るものに限り、以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その ZEUS WiMAX 契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその ZEUS WiMAX 通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - ・月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びオプションサービス利用料等
3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第34条（月額基本料の日割り）の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、ZEUS WiMAX 通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第55条（免責）

1. 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、ZEUS WiMAX 通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、ZEUS WiMAX 契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第12章 付随サービス

第56条（請求書の発行）

1. 当社は、ZEUS WiMAX 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（ZEUS WiMAX 契約者が料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り、）を発行します。ただし、その ZEUS WiMAX 契約者が料金契約を締結していない場合又は料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、別紙2に規定する手数料の支払いを要します。
3. ZEUS WiMAX 契約者は、第41条（料金等の支払い）の規定により料金契約に係る料金等の支払方法として銀行振込を指定したときは、同時に第1項の請求を行ったものとみなして取り扱うことに同意していただきます。

第13章 雑則

第57条（承諾の限界）

当社は、ZEUS WiMAX 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第57条の2（無線事業における利用の禁止）

ZEUS WiMAX 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサー

ビス、携帯電話又は PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。) の用に供してはならないものとします。

第 58 条 (利用に係る ZEUS WiMAX 契約者の義務)

1. ZEUS WiMAX 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で ZEUS WiMAX 通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。
- (5) 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報(端末設備等規則(昭和 60 年郵政省令第 31 号)に規定する位置登録制御に係るものを除きます。))をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- (6) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為を行わないこと。
- (7) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を著しく毀損する行為を行わないこと。
- (8) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為を行わないこと。
- (9) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為を行わないこと。
- (10) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為、貸金業を営む登録を受けずに金銭の貸し付けの広告を行う行為を行わないこと。
- (11) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為を行わないこと。
- (12) 他人のインターネット上のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為を行わないこと。
- (13) 自己の ID 情報を他人と共有し、又は他者が共有しうる状態に置く行為を行わないこと。

- (14) 他人になりすまして本サービスを使用する行為を行わないこと。（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (15) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為を行わないこと。
- (16) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット、SMS 等を含みます。）において、その管理者の意向に反する内容又は様態で、宣伝その他の書き込みをする行為を行わないこと。
- (17) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為を行わないこと。
- (18) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為を行わないこと。
- (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為を行わないこと。
- (20) 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負、仲介又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為を行わないこと。
- (21) 人の殺人現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為を行わないこと。
- (22) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為を行わないこと。
- (23) 犯罪や違法行為に結び付く、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為を行わないこと。
- (24) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。
- (25) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為を行わないこと。
- (26) 機械的な発信等により、長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する行為を行わないこと。
- (27) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを利用し、又はそれらの運営を妨げる行為を行わないこと。
- (28) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為を行わないこと。
- (29) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (30) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為を行わないこと。
 - (31) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘など行う行為を行わないこと。
 - (32) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声通信若しくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある音声通信をする行為を行わないこと。
 - (33) SIMカードに登録されている電話番号、その他の情報を変更又は消去する行為を行わないこと。
 - (24) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれのある行為を行わないこと。
 - (35) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を行わないこと。
2. ZEUS WiMAX 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第59条（他の電気通信事業者への通知）

ZEUS WiMAX 契約者は、第12条（ZEUS WiMAX 契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー（以下「プライバシーポリシー」といいます。）に定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第59条の2

ZEUS WiMAX 契約者は、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報（提携事業者が当社と提携して行う割引等の適用又は案内等に必要なものに限ります。）を当社が提携事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

第60条（ZEUS WiMAX 契約者に係る情報の利用）

当社は、ZEUS WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（ZEUS WiMAX 契約者に係る情報を当社の業務を委託している

者に提供する場合を含みます。)で利用します。なお、ZEUS WiMAX 通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、プライバシーポリシーにおいて定めます。

第60条の2 (認定機器以外の無線機器の扱い)

ZEUS WiMAX 契約者は、認定機器(当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。)以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

第60条の3 (反社会的勢力排除に対する表明保証)

1. 契約者等は、本サービス契約締結時及び締結後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 契約者等が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何ら催告することなく本サービス契約を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - (3) 反社会的勢力を利用していること。
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと。
 - (7) 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第61条 (合意管轄裁判所)

この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第62条 (準拠法)

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則

2022年5月12日制定

2024年2月26日改定